

インターネット支店定期預金規定

令和3年7月現在

(令和3年7月9日改正)

第1条(預金口座の利用条件)

1. 個人インターネットバンキングサービス(以下、「個人I B」といいます。)を利用し、お客さま自身がお本人名義のインターネット支店普通預金口座から振替により預入れします。
2. 通帳または証書は発行しません。
3. 少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはできません。
4. 手形、小切手、配当金領収書等その他証券類は受入れできません。
5. 融資、ローン等の担保とすることはできません。
6. 現金による払戻しや一部の払戻しはできません。払戻す際は、お客さまご自身が個人I Bを利用して当支店のお客さま名義のインターネット支店普通預金口座に入金するものとします。
7. 預入れ、払戻しは、原則として西尾信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)本支店の窓口ではできません。

第2条(預入れの最低金額)

この預金の預入れは、1口10万円以上とします。

第3条(預入期間)

この預金の預入期間は、当金庫のホームページに掲載した期間とします。

第4条(自動継続)

1. この預金は、満期日に当初預入れたものと同じの期間のインターネット支店定期預金に自動的に継続します。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫のホームページに掲載の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第5条(利息)

1. この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および当金庫のホームページに掲載の利率(継続後の預金については第4条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の3年後の応答日または預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後この預金とともに支払います。

2. この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
3. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
4. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
5. この預金を前項の規定により満期日前に解約する場合またはインターネット支店取引規定第22条2項および3項によりこの預金を満期日前に解約する場合の利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応答日または預入日の5年後の応答日を満期日とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。
 - (1) 預入日の1か月後の応答日から預入日の1年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - (2) 預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金の場合
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
 - (3) 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
 - ⑦ 3年以上4年未満……………約定利率×80%
 - ⑧ 4年以上5年未満……………約定利率×90%
6. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
 ※解約時に適用される普通預金の利率は、普通預金利率が適用され、インターネット支店普通預金の利率は適用されません。

第6条(譲渡、質入れの禁止)

この預金取引上の地位その他取引に係るいっさいの権利等は、譲渡または質入れその他第三者の権利を設定することはできません。

第7条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法が定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとします。お届印を押印（または署名）した払戻請求書とともに当金庫に提出してください。
 - (2) 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (3) 前(2)の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (4) 前(2)の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
4. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
5. 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
6. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

第8条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

1. この預金について長期間取引がない場合、民間公益活動を促進するための

休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）にもとづき預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、前1項において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづく事由（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第9条(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 引出し、預入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

- (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (2) 預金者等が休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- 4. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容またはお客さま情報の変更があったこと（当金庫が把握できる場合に限りです。）

第10条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とします。
 - (1) 第9条に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項に定める日
 - (3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由とし、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金については、初回満期日）
 - (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
当該事由が生じた機関の満期日
 - ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条1項にもとづく公告の対象となっている場合に限りです。）
 - ア. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - イ. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があつ

たこと（当金庫が把握できる場合に限りです。）

- ⑤当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客様の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。

- (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例により処分を含みます。）の対象となり当該手続が終了した日

第11条(規定の準用)

1. 本規定に定めのない事項については、にしおしんきんインターネット支店取引規定、個人インターネットバンキングサービス利用規定他、当金庫が定めた各預金規定および各取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第12条(規定の変更)

1. 当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページへの掲示により変更後の規定を告知することとします。規定の変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。
2. 当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
3. 変更後の規定を必要とする場合は、別途、当支店に請求してください。

以 上